

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第12号

安全・安心の医療・介護を求める意見書（可決）

長寿世界一を誇る日本の医療・介護は、今日まで医師・看護職を初めとする多くの医療・介護従事者の懸命な努力で支えられてきた。

しかし、後期高齢者の増加による要介護高齢者の増加、医療の高度化・患者のニーズの多様化及び医療の安全確保による質の向上への期待の高まり等により、長時間労働など医療・介護従事者の労働環境は依然として厳しい。離職者も増大し、深刻な人手不足となっており、医療・介護従事者の努力だけでは安全・安心の医療・介護の提供は難しいものとなってきている。

そのため、夜間・交代制勤務を行う看護職及び介護従事者などの一人一人のワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の改善や、医療及び介護従事者の十分な確保は喫緊の課題となっている。

よって、国に対し、安全・安心の医療・介護を実現するために、下記の事項について措置を講じるよう求める。

記

- 1 夜間・交代制勤務を行う看護職及び介護従事者などの労働環境の改善を図ること。
- 2 医師・介護職及び介護従事者などの十分な確保策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

議員提出議案第13号

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書（否決）

大正14年に制定された治安維持法により、戦前の軍国主義政治のもとで主権在民、民主主義、戦争反対などを唱えたことを理由に、多くの人たちが弾圧され、犠牲となった。治安維持法が廃止されるまでの20年間に逮捕された人は数十万人、送検された人は1600人余りに上っており、青森県でも100人以上が検挙されている。

我が国では、戦後、治安維持法が人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処刑された人々は無罪とされたが、これまでの政府は何ら補償措置をしていない。

ドイツでは、「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今でも戦犯を追究し犠牲者に謝罪と賠償を行っており、イタリアでも国家賠償法を制定し犠牲者に終身年金を支給している。また、条約に批准していないアメリカ、カナダでも戦争中の日系人強制収容について謝罪と賠償が行われている。

治安維持法の制定から90年が経過し、生存する犠牲者はわずかとなっている。この人たちの存命中に一日も早く政府による謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であり、再び戦争と暗黒政治を許さないあかしとなるものである。

以上のことから、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

議員提出議案第14号

過料事件通知を裁判所に送付することを求める決議（可決）

公立大学法人青森公立大学（以下「大学」という。）が徴収する料金は、地方独立行政法人法第23条の規定により、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ料金の上限を定め、設立団体の長である青森市長の認可を議会の議決を経た上で、受けなければならないことになる。

大学は、一般利用を想定せず料金の上限を定めていなかった国際芸術センター青森の講義室について、利用者の希望に応えるために、平成25年4月1日から一般利用に供するように青森公立大学国際芸術センター青森規程を改正し使用料を定めたが、その際、市長の認可を受けずに大学内の決裁行為のみで規程改正を行い、平成28年1月末までに、23件、4万8000円の料金を徴収していたものである。

地方独立行政法人法第130条では「設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき」は、「その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する」と定められている。

また、過料の手続については、裁判所に過料事件通知があった時などに裁判所が裁判を開始するかどうかを判断することとなるが、この規定は設立団体に通知を義務づけたものではないため、裁判所に通知するかどうかは、市が判断することとなる。

市は、大学が、①利用者からの要望に応えるために見直しを図ろうとしたものの必要な設立団体の長の認可を失念したものであり、故意などは認められないこと。②認可を受けずに徴収していた使用料については返還する考えであること。③大学として深く反省し、再発防止に取り組むこととしていることから、今回は裁判所への通知は行わないこととしたものである。

本事案に限らず、司法的判断は司法が下すべきことであり、それ以前に行政がその道を断つことは間違っているものとする。

このことから、市に対し、次の事項を強く求めるものである。

記

- 1 市は今回の公立大学法人青森公立大学の過料事件通知を裁判所に送付し、司法の判断を仰ぐこと。以上、決議する。

平成28年6月28日

議員提出議案第15号

次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書（可決）

平成27年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）の中に、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

現行の介護保険制度による福祉用具・住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒及び骨折の予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぐとともに、その進行をおくらせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっ

ている。

仮に軽度者に対する福祉用具・住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等の弱者を切り捨てることになりかねず、また、福祉用具・住宅改修の利用が抑制されることで重度化が進展し、高齢者の自立的な生活を阻害し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反し、給付費が増大するおそれがある。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐという介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点からの検討を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 28 日

議員提出議案第 16 号

食品ロス削減に向けての取り組みを求める意見書（可決）

食は、世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では、全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その 3 分の 1 は無駄に捨てられている。

中でももったいないのは、まだ食べられる状態であるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスである。農林水産省によると、日本では年間 2801 万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの 642 万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で発生し、残る半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生していることから、その削減には事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって、政府に対し、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置及び担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べ切れる分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」などの好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用などの普及啓発を強化するとともに、学校等における食育・環境教育などで食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国に展開すること。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立するとともに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなどの必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 28 日

議員提出議案第 17 号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（可決）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かはドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、さまざまな要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な医療費等のドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われている。

しかし、ドナーが検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在行われておらず、ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

議員提出議案第18号

迅速なTPPの国会承認に反対し、徹底審議と情報公開を求める意見書（可決）

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の承認案と関連法案は、衆議院での継続審議となった。

しかしこれまでの国会審議は、熟議と呼ぶにはほど遠い内容で、「農産物重要5品目」の関税堅持を求めた衆参農林水産委員会決議が守られたのか、「農林水産業への影響額1300～2100億円」の政府試算は過小評価ではないのか、国内農業対策で生産量や食料自給率が維持されるとの政府の説明は信用に足るのかなど、生産現場の疑問や不安は全く払拭されていない。

TPPによって日本が輸入している農林水産物2594品目のうち82%に当たる2135品目で関税を撤廃、過去のEPA（経済連携協定）で一度も関税が撤廃されなかった901品目でも446品目で初めて関税がなくなる。

さらに国会審議の中で「農産物重要5品目」（594品目）について、TPP交渉参加前と比較して輸入の枠組みを含めて全く変更のない「無傷」の品目が皆無である事実も明らかになった。どのような交渉経過の末に、日本の第1次産業が空前の市場開放を強いられるこうした結果となったのか、徹底的に解明していく必要がある。

TPPは国家主権や国民生活よりも、グローバル資本の利益を最重視する不平等な新自由主義協定

であり、その影響は農と食の安全・安心、医療、労働、環境、知的財産など国民の命と生活全般に及ぶ。それにもかかわらず、政府が公表した甘利明前TPP担当相と米通商代表部フロマン代表との日米閣僚協議の関連文書は表題以外全て黒塗りで、秘密保持契約を理由に国会、国民への説明責任が全く果たされていない。

また、多くの都道府県が独自の影響試算を公表している現状は、政府の試算根拠が曖昧で都道府県別の試算を示さないことへの不信感のあらわれにほかならない。

一方で、米大統領選挙の主要候補や議会からは今回の合意内容に批判が噴出しており、平成28年11月の大統領選の結果次第では日米間の合意事項も再交渉を迫られ、さらなる譲歩を強いられかねない。こうした状況での拙速な国会承認は、国益を大きく損ね、地域社会の衰退・切り捨てにつながりかねない。

よって国に対し、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 政府は、TPP参加各国との詳細な交渉経過や都道府県別の影響試算など、あらゆる情報を開示すること。
 - 2 国会は、国民や生産者の不安や懸念に応えるべく、十分な検証及び徹底した審議を行うとともに、TPP協定基準の可否について慎重に判断し、拙速かつ安易な承認は行わないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

議員提出議案第19号

原発の運転停止を求める意見書（否決）

東京電力福島第一原発事故発生から5年が経過する中で、いまだに福島県民約10万人弱が避難生活を余儀なくされている。福島第一原発事故の原因は十分には究明されず、汚染水問題も深刻なまま、事故の収束もおぼつかない状況にある。

このような中で、九州電力は平成27年8月に川内原発第1号機を、同年10月に2号機を再稼働し、関西電力も高浜原発3号機・4号機を平成28年1月から2月にかけて相次いで再稼働させた。高浜4号機は再稼働直後の事故で停止し、3号機も3月の大津地裁による運転差し止めの仮処分決定を受けて停止されたが、川内原発は九州地方を連続的な地震が襲う中でも運転を継続しており、住民の不安は高まっている。

福島原発事故後に策定された新規規制基準は放射性物質が飛散する過酷事故を想定し、避難計画の策定を道府県とUPZ（緊急防護措置準備区域・原子力施設からおおむね30キロメートル）圏内の自治体に義務づけたが、国も原子力規制委員会も計画づくりには関与しておらず、制度のずさんさも指摘されている。

この間の原発による電力供給の実態を見れば、原発なしで電力供給に何ら問題がないことは明らかである。まずは福島第一原発事故原因の徹底した究明と事故の収束、実効性の担保された避難計画や、地震・火山噴火のリスクへの対応こそを優先させるべきであり、原発の再稼働を急ぐべきではない。

よって国に対し、下記の事項について十全の対応をとるよう強く求める。

記

- 1 不測の事態に備えて川内原発の運転を停止させること。

2 その他の原子力発電所の再稼働を行わせないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 28 日
